

「次のようである。

要求した「」を組織したるもの等、具本印資付式封封袋等ヲ組織
資金の動土の五當である。又、組織を火難したる「」組織の「」
は、其の資金の村業前より味「」一階正米の虧損である。此類
は、組織の組織費の「」正組織の利益を「」の「」を不味、
正の大儲の「」組織の「」大輸官製内の「」集合「」。

手付工三十の「」出離を「」五平期一回の「」組織の「」組織の「」
正の申渡を受つたる「」従業員は「」組織主の不滿意を「」翌正日離
業、

「」の「」である。
「」營業組織を「」組織「」當分の「」間接資本金「」で「」營業「」へ「」管理
組織中、「」此の「」空席を「」組織「」する「」組織主は、「」此日四日「」従業員を「」集
る「」へ「」き「」組織「」したる「」組織「」主「」は「」内心「」を「」不満「」を「」訴「」え「」る「」
十一「」の「」了「」其の「」餘材業前より「」一階安さ「」了「」組織「」を「」踏高「」

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

3 工場側の対策

工場側に於ては女工の罷業に驚き、九月六日午前十時より事
務所に緊急常議員會を開催し対策を協議したる結果、賃金値
上は工場の現状よりして不可能なるを以て、之に代ふるに爾
後優良職工の賞與制度を設くることに決定し、其の旨現場主
任並に教婦等をして罷業女工宅の個別訪問をなさしめて極力
出勤を勸説したのである。

4 解決

罷業女工側には別段無産団体及思想的背景なく且つ其の團結
力強硬ならざりし爲め、前項工場側の勸説に依りて諒解し、
従前通り出勤することゝなつた。かくて七日より（六日は公
休日）従業し平常に復したのである。